

鶴ヶ島市監査委員告示第17号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年12月25日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 高 橋 剣 二

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 総務部 危機管理課
- (2) 健康部 保険年金課
- (3) 健康部 感染症対策課

4 監査の着眼点

令和5年度（4月から9月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 庁議室

日程：令和5年11月6日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 総務部 危機管理課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 災害対策経費

災害及び緊急事態に対する防災体制を整え、防災・減災に向けた自助・共助の意識醸成を図るため、避難者及び災害対応事務従事者の備蓄品を整備するほか、防災ハザードマップを作成する経費。

地震や風水害による被害の発生予測や避難の考え方などを記載したハザードマップについて、これまで作成していた「防災ハザードマップ（地震・水害）」と「内水ハザードマップ（内水）」を1つにまとめ、リニューアルして作成し、全戸配布した。

今後も、防災講座等、あらゆる機会を通じて自助・共助の意識醸成を図っていく。

(イ) 防災訓練等実施経費

鶴ヶ島市地域防災計画に基づき、震度6強の大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施し、市、防災関係機関及び住民との連携強化を図るための経費。

南小学校を会場とした住民系訓練（避難所開設・運営訓練などの自助・共助を高める訓練）及び機関係訓練（消防や医療等の関係機関による救出救助や応急救護所設置などの公助を高める訓練）を行うため、南小学校区の自治会や地域支え合い協議会と会議を重ね、11月26日に実施した。

訓練後は反省会を実施し、訓練の検証を行うとともに、来年度（杉下小学校区）の総合防災訓練に向けた調整を行う。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

該当事務なし

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。

(2) 健康部 保険年金課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 特定健康診査等事業経費

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までを対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を坂戸鶴ヶ島医師会等の医療機関で実施する経費。

生活習慣病の早期発見による重症化予防のため、特定健康診査の事業の周知・啓発および未受診者への受診勧奨を実施した。

今後も、特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病の早期発見、疾病の重症化を防ぎ、医療費の適正化を図る。

(イ) 国民健康保険等窓口業務委託経費

国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金の窓口業務を民間事業者へ委託することにより、市民サービスの向上及び職員の業務効率化を図る経費。

各種届出、申請書受付、被保険者資格取得喪失等による異動入力等、窓口業務に関しての付随業務等を処理することができた。

今後は、市民課、税務課、収納課による窓口委託業務と統合し、民間事業者の視点で一体的な市民対応や事務の効率化を図り、市民サービスの向上を図る。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(カ) 意見

通知書を誤送付した事案があった。今後は適正な事務執行に努められたい。

(3) 健康部 感染症対策課

ア 主要事務事業

令和5年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 感染症予防対策支援経費

高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種費及び風しん予防ワクチンの任意接種費の助成をする経費。

任意接種を受けた者からの申請について、助成金の支払いを行っている。

感染症予防の観点から非常に重要で、かつ有効であることから、今後も引き続き事業を実施していく。

(イ) 予防接種実施経費

感染症の発症、蔓延及び重篤化を予防し、市民の生命や健康の保持に寄与するため、予防接種法に基づく定期予防接種を実施するための経費。

定期予防接種の実施と接種勧奨や風しん追加的対策の実施と接種勧奨及び予防接種費の償還払いを行っている。

感染症予防の観点から非常に重要で、かつ有効であることから、引き続き積極的な接種勧奨を行い、接種率向上を図っていく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。